

## 建築基準法第52条第8項第1号の規定による 容積率の緩和を適用しない区域の指定

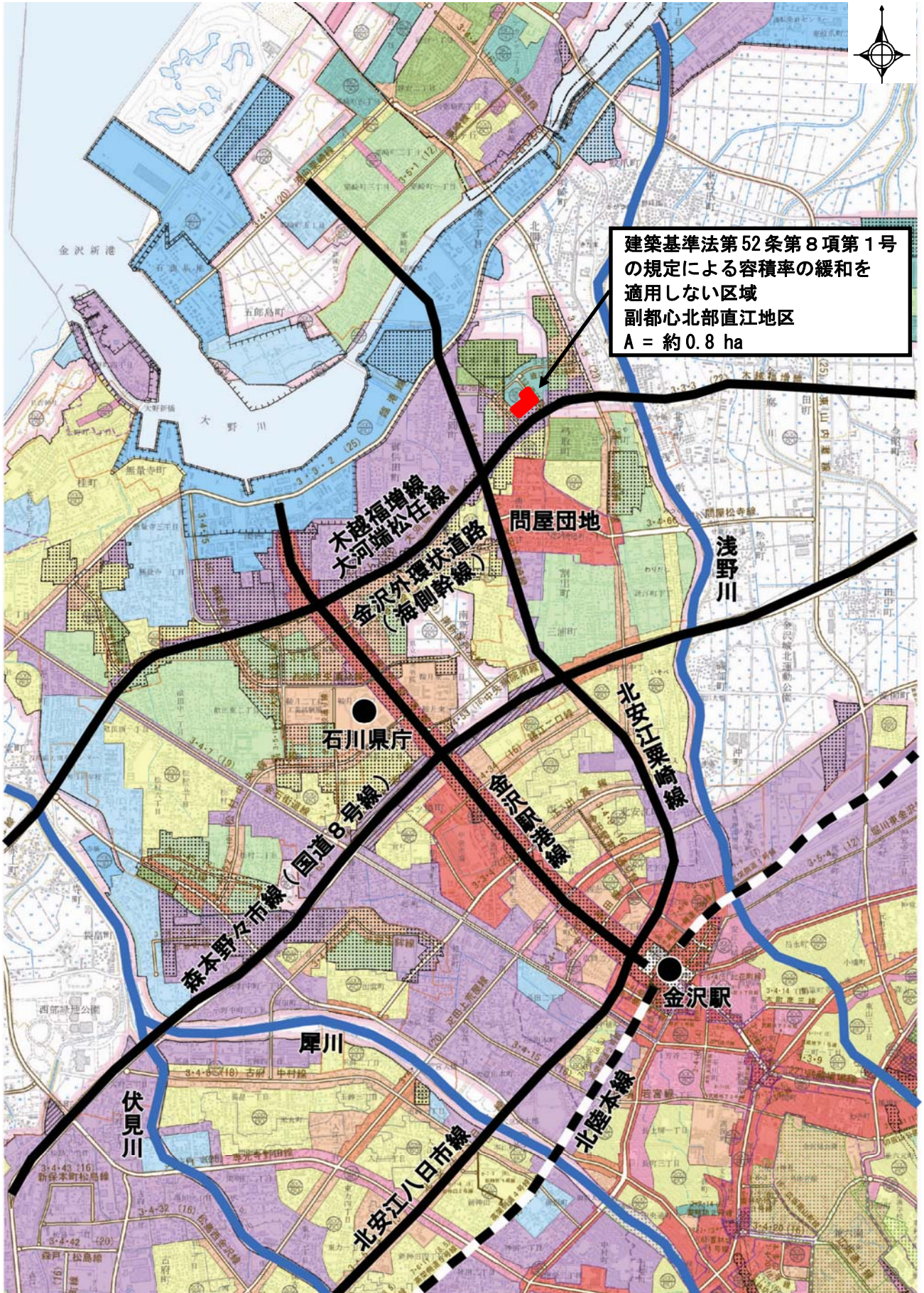
建築基準法第52条第8項第1号の規定による、容積率の緩和を適用しない区域を次のように変更する。

朱書きは変更前

用途地域の種類	指定する面積	指定しない面積	全体面積	指定する割合
第1種住居地域	約1,593ha	—	約1,593ha	100.0%
第2種住居地域	約805ha	—	約805ha	100.0%
準住居地域	約314ha	—	約314ha	100.0%
近隣商業地域	約249ha	—	約249ha	100.0%
商業地域	約311ha	約108ha	約419ha	74.2%
準工業地域	(1,389) 約1,390ha	—	(1,389) 約1,390ha	100.0%
合計	(4,661) 約4,662ha	約108ha	(4,769) 約4,770ha	97.74%

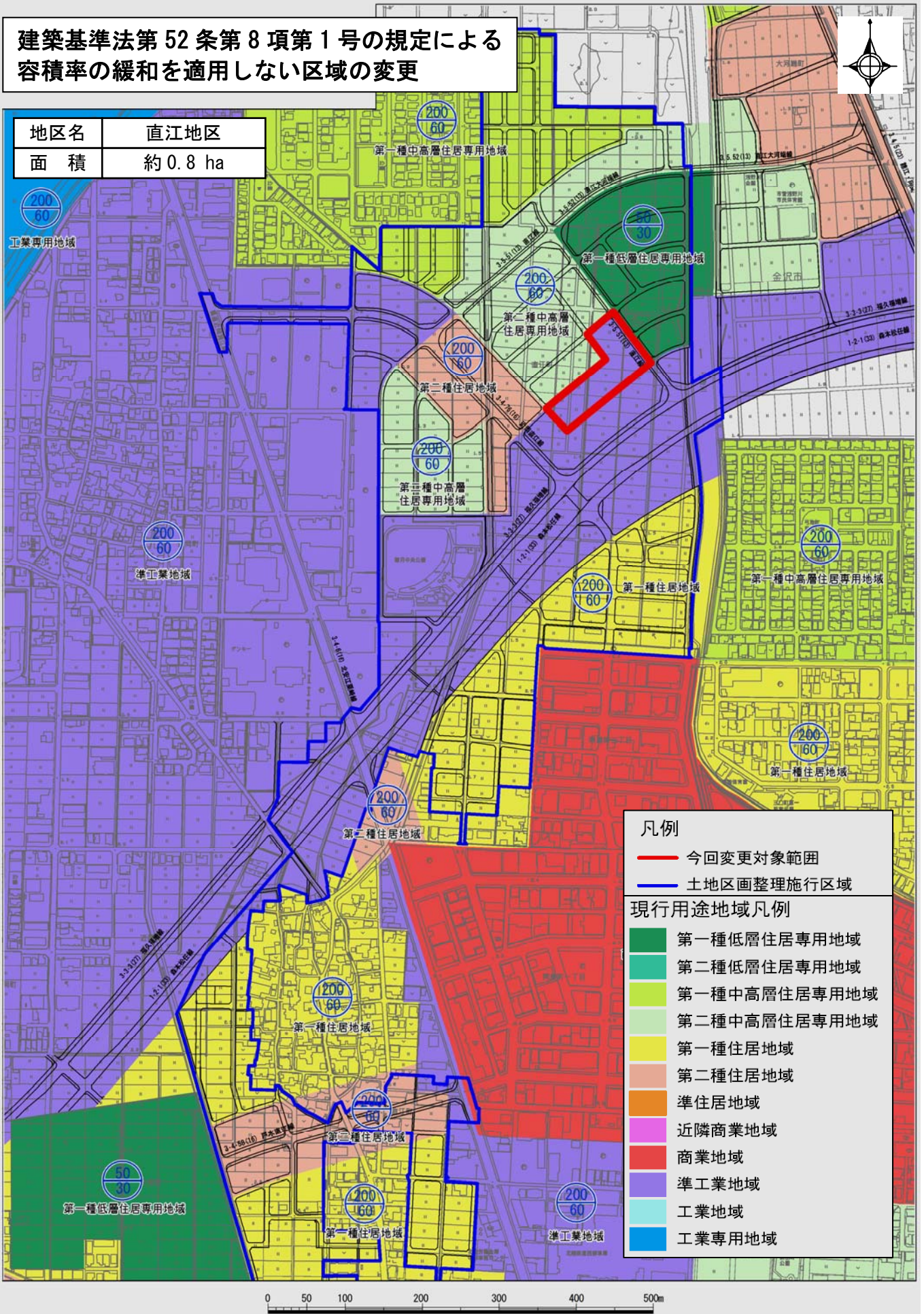
### 理由

副都心北部直江地区の用途地域の変更により、準工業地域について、中心市街地等の定住促進を図る観点から、共同住宅に係る、容積率を緩和しない区域に指定する。



建築基準法第 52 条第 8 項第 1 号の規定による  
容積率の緩和を適用しない区域の変更

地区名	直江地区
面積	約 0.8 ha



- 凡例**
- 今回変更対象範囲
  - 土地区画整理施行区域
- 現行用途地域凡例**
- 第一種低層住居専用地域
  - 第二種低層住居専用地域
  - 第一種中高層住居専用地域
  - 第二種中高層住居専用地域
  - 第一種住居地域
  - 第二種住居地域
  - 準住居地域
  - 近隣商業地域
  - 商業地域
  - 準工業地域
  - 工業地域
  - 工業専用地域